

答 申 情 第 1 6 0 号
令 和 5 年 5 月 2 6 日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 北 村 和 生
(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市情報公開条例第18条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和4年8月19日付け文く安第33号をもって諮問のありました下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

喫煙者の吸う権利が存在することの法的根拠に係る文書の不存在による非公開決定事案（諮問情第259号）

1 審査会の結論

処分庁が行った不存在による非公開決定処分は妥当である。

2 審査請求の経過

- (1) 審査請求人は、令和4年2月25日に、処分庁に対して、京都市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、「喫煙者の吸う権利が存在することの法的根拠に係る文書 苦情等受付一覧（当課受け・コールセンター受け・市長への手紙）の2021年9月22日付け通し番号704の回答に言及されるもの」の公開を請求した（以下「本件請求」という。）。

なお、他の請求内容については、本件審査請求の対象となっていないため記載を省略する。

- (2) 処分庁は、本件請求について、請求に係る文書を作成及び取得していないため不存在による非公開決定処分（以下「本件処分」という。）をし、令和4年4月20日付けで、その旨及びその理由を審査請求人に通知した。

- (3) 審査請求人は、令和4年7月20日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定により、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

3 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

4 処分庁の主張

弁明書及び審査会における職員の説明によると、処分庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

- (1) 本件請求に係る文書について

処分庁は、路上喫煙等防止対策の取組の一環として、路上喫煙等に係る苦情・相談等への対応を行っている。

苦情・相談等を聴取した際には、「苦情等受付一覧（当課受・コールセンター受・市長への手紙）」（以下「苦情一覧」という。）に「受付日付」「苦情等の内容」「苦情等を受けた際の回答」等を記録している。

処分庁は、苦情一覧の通し番号704において、令和3年9月22日に苦情主発信の電話で、処分庁が維持管理する公設喫煙場所からたばこの煙が漏れていることなどについての苦情を受けた旨、また、苦情主に対して「喫煙者の吸う権利もある」等の説明を行った旨を記録している。

審査請求人が存在すると主張する文書は、処分庁が苦情主への説明時に触れた「喫煙者の吸う権利」が存在することについて、法的な根拠が存在することを示した文書であると認められる。

(2) 本件請求に係る文書が存在しないことについて

処分庁は、電話で受け付けた苦情に対して回答をしているのであるが、一般的に、市民からの問合せ等における発言の全てが、必ずしも本市が作成又は取得した公文書を根拠とするものではない。審査請求人が本件請求において示している処分庁の回答についても、既存の公文書の記載内容に基づき発言したものではないため、本件請求に係る公文書は存在しない。

5 審査請求人の主張

審査請求書及び反論書における審査請求人の主張によると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 文書は存在する。実施機関の職員は、「喫煙者の吸う権利」が存在することを前提として、市民に回答したことが記録されている。この法的根拠となる文書を保有していないとするのは不合理である。

(2) 最高裁判所大法廷昭和45年9月16日判決は、「喫煙の自由は、憲法一三条の保障する基本的人権の一に含まれるとしても、あらゆる時、所において保障されなければならないものではない。」と判示しており、これについて最高裁調査官の解説は、「喫煙の自由は、これを憲法一三条の保障する基本的人権の一に含まれるとまで断定するものではなく、仮定的説示のうえに立」っているとしている。このことからすると、喫煙者の吸う権利が存在するとの理解は一般的であるとはいえない。他方、処分庁は、「喫煙者の吸う権利もある」とその存在を断定した上で市民に説明したことが本件公文書に記録されている。

6 審査会の判断

当審査会は、処分庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

(1) 本件請求に係る文書について

審査請求人が求めている文書は、処分庁の発言について、その法的根拠となる公文書である。

(2) 本件処分について

ア 処分庁は、当該発言は既存の公文書の記載内容に基づくものではないことから、請求に係る文書は存在しないと主張する。

イ 一方、審査請求人は、実施機関の職員が「喫煙者の吸う権利」が存在することを前提として市民に回答したことが記録されているのだから、この法的根拠となる文書を保有しているはずだと主張する。

ウ 一般に、市民等から業務に関する質問等を受け、それに対する回答を検討する際には、手続や基準等の定型的なものについては手引や問答集のような公文書が利用される場合が多いと考えられる。一方で、業務等における市民等とのやり取りの中で職員が自らの経験や様々な文献等から得た総合的な知見に基づき発言することもあり、そのような場合には特定の公文書にその根拠を求めることができないことが多いと考えられる。

本件では、職員が苦情等の電話応対におけるやり取りの中でした発言について、当該発言の法的根拠となる公文書の特定が求められているが、このような場合には、当該発言は既存の公文書の記載内容に基づくものではなく、その法的根拠となる公文書は存在しないとする処分庁の主張に、特段不自然な点はない。

エ 以上から、当審査会は、本件請求に係る文書が存在しないとする本件処分は妥当であると判断する。

(3) 結論

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

令和4年 8月19日 諮問

9月20日 諮問庁からの弁明書の提出

10月27日 審査請求人からの反論書の提出

令和5年 4月28日 諮問庁の職員の口頭理由説明（令和5年度第1回会議）

5月26日 審議（令和5年度第2回会議）

※ 審査請求人から意見陳述の希望がなかったため、意見の聴取は行わなかった。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第2部会（部会長 毛利 透）